

利用者のために

木材需給報告書は、木材統計調査及び木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の結果から、我が国の木材需給、木材産業及び木材価格の動向を総合的に編集したものである。

1 調査の目的

(1) 木材統計調査

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、森林・林業行政の推進等に資する資料を整備することを目的とする。

(2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

毎月の木材の価格水準及びその変動並びに木材の流通構造を的確に把握し、木材の需給、価格の安定等流通改善対策等の推進に資することを目的とする。

2 調査の根拠

木材統計調査は統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査であり、木材流通統計調査は同法第 19 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

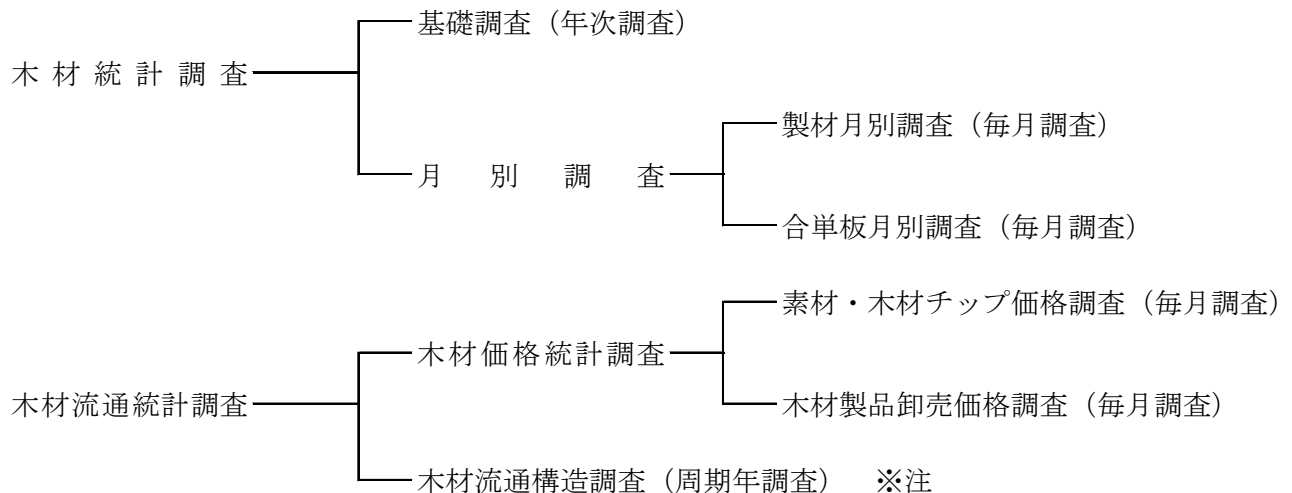
(1) 木材統計調査

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

(2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系



注： 木材流通構造調査の調査結果については、別途『平成 30 年木材流通構造調査報告書』に掲載する。

5 調査の範囲と対象

(1) 調査の範囲

ア 木材統計調査

(ア) 基礎調査

全国

(イ) 製材月別調査

全国の素材消費量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県。

(ウ) 合単板月別調査

全国

イ 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

(ア) 素材・木材チップ価格調査票

木材統計調査結果に基づき、調査品目ごとに素材消費量又は入荷量（木材チップについては木材チップ生産量）全体のおおむね80%をカバーする都道府県

(イ) 木材製品卸売価格

木材統計調査結果に基づき、木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び卸売り業者）における販売量が多く、かつ木材流通上主要な10都道府県

(2) 調査の対象

ア 木材統計調査

(ア) 基礎調査

製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）、木材チップ工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場及びCLT工場であって、調査年の12月31日現在で事業を行っているもの及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降であるものを対象とした。

(イ) 製材月別調査

製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）を対象とした。

(ウ) 合単板月別調査

合単板工場を対象とした。

イ 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

(ア) 素材・木材チップ価格調査

製材工場、合単板工場及び木材チップ工場を対象とした。

(イ) 木材製品卸売価格調査

木材市売市場、木材センター及び卸売業者を対象とした。

6 調査対象者の選定

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

(ア) 製材工場

都道府県別に、調査年の前年に操業実績があった工場（以下「既存工場」という。）を、調査年の前年の素材消費量により、次のaからcに示す規模階層並びに新規調査階層に区分を行った上で、調査対象工場を抽出した。

なお、既存工場数が3以下の都道府県においては、規模階層区分は行わず既存工場全てを第1階層の調査対象工場として抽出した。

このほか、調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場（以下、「新設・再開工場」という。）は、全てを調査対象工場とした。

a 第1階層

既存工場を素材消費量の最も多い工場から順に配列し、その累積素材消費量とその都道府県の素材消費量の70%を上回るまでの製材工場とし、この階層はその全ての工場を調査対象工場とした。

b 第2階層

既存工場を素材消費量の最も多い工場から順に配列し、その累積素材消費量とその都道府県の素材消費量の90%を上回るまでの工場から第1階層に属する工場を除いた製材工場とし、この階層は標本調査を行った。

調査対象工場数は素材消費量の合計がその都道府県の素材消費量の8%となるよう次の計算式により算出し、第2階層に属する工場を素材消費量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出の方法により調査対象工場を抽出した。

$$\text{調査対象工場数} = \frac{\text{素材消費量(都道府県計)} \times 0.08(8\%)}{\text{第2階層の1工場当たりの素材消費量(平均)}}$$

c 第3階層

既存工場のうち、第1階層及び第2階層に属する製材工場以外の製材工場とし、この階層は標本調査を行った。

調査対象工場数は素材消費量の合計がその都道府県の素材消費量の2%となるよう次の計算式により算出し、第3階層に属する工場を素材消費量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出の方法により調査対象工場を抽出した。

$$\text{調査対象工場数} = \frac{\text{素材消費量(都道府県計)} \times 0.02(2\%)}{\text{第3階層の1工場当たりの素材消費量(平均)}}$$

d 新規調査階層

新設・再開工場を新規調査階層とし、この階層はその全ての工場を調査対象工場とした。

(イ) 木材チップ工場

都道府県別及び兼営区分別（木材チップ専門工場、製材工場又は合単板工場等との兼営工場の別をいう。以下同じ。）に、既存工場については、調査年の前年の木材チップ生産量によりそれぞれ(ア)のaからcまでに準じ規模階層区分を行った上で、調査対象工場を抽出した。

また、新設・再開工場については新規調査階層とし、全ての工場を調査対象工場とした。

なお、既存工場数が3以下の都道府県においては、規模階層区分は行わず既存工場全てを第1階層の調査対象工場として抽出した。

(ウ) 合単板工場

都道府県別及び工場類型別（単板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場の別をいう。以下同じ。）に、既存工場については単板専門工場は調査年の前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場は調査年の前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場は調査年の前年の特殊合板生産量により、それぞれ(ア)のaからcまでに準じ規模階層区分を行った上で、調査対象工場を抽出した。

また、新設・再開工場については新規調査階層とし、全ての工場を調査対象工場とした。

なお、既存工場数が3以下の都道府県においては、規模階層区分は行わず既存工場全て

を第1階層の調査対象工場として抽出した。

(エ) L V L 工場

既存階層（既存工場）及び新規調査階層（新設・再開工場）に区分し、それぞれ全ての工場を調査対象工場とした。

(オ) 集成材工場

全国の集成材工場を既存工場については、調査年前年の集成材生産量により、それぞれ(ア)のaからcまでに準じ規模階層区分を行った上で、調査対象工場を抽出した。

また、新設・再開工場については新規調査階層とし、全ての工場を調査対象工場とした。

(カ) C L T 工場

既存階層（既存工場）及び新規調査階層（新設・再開工場）に区分し、それぞれ全ての工場を調査対象工場とした。

イ 製材月別調査

調査対象工場数は、都道府県別に、素材消費量を指標とする標準誤差率（目標精度）が10%となるよう次の計算式により算出した。

$$n = \frac{n_0}{1 + \frac{n_0}{N}}$$

ただし、

$$n_0 = \frac{Cx^2 + Cy^2 - 2\rho CxCy}{\varepsilon^2}$$

$$Cx = \frac{\sigma_x}{\bar{x}}$$
$$Cy = \frac{\sigma_y}{\bar{y}}$$

$$\rho = \frac{\sigma_{xy}}{\sigma_x \sigma_y}$$

n : 調査対象数
N : 母集団の大きさ
ε : 目標精度
x : 素材消費量の実査値（月別）
y : 素材消費量の前年の実査値
σ_x : xの標準偏差
σ_y : yの標準偏差
 $\bar{x}$: xの平均
 $\bar{y}$: yの平均
ρ : xとyの相関係数
σ_{xy} : xとyの共分散

標本の抽出は、都道府県別に既存工場を母集団整備の過程で把握した調査年前年の年間素材消費量の多い順に並べ、全数調査階層（累積素材消費量がその都道府県の素材消費量の30%を占めるまでの製材工場）と標本調査階層（全数調査階層以外）に区分し、全数調査階層は全ての工場を調査対象とし、標本調査階層は調査対象数の合計から全数調査階層の調査対象数を除いた数を系統抽出により標本として抽出した。

なお、算出した都道府県別の全数調査階層の工場数が5工場以下の場合は、年間素材消費量の上位5工場を全数調査階層とした。

また、新設工場は新規調査階層とし、工場の操業が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全てを調査対象工場とした。

ウ 合単板月別調査

都道府県別に既存工場を単板専門工場は調査年前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場は調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場は調査年前年の特殊合板生産量について、それぞれそれらの量（いずれについても母集団整備の過程で把握した値）の多い工場から順に並べ、それぞれの量の85%を上回るまでのものを既存工場階層とし、その全てを調査対象工場とした。

また、新規に操業を開始し、又は操業を再開した工場は新規調査階層とし、工場の合単板の生産が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全てを調査対象工場とした。

(2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

ア 素材・木材チップ価格調査

木材統計調査工場一覧表（製材工場、合単板工場及び木材チップ工場）を使用して、調査対象都道府県のうち、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動が少なく、継続して調査が可能な客体を選定した。

イ 木材製品卸売価格調査

木材市売市場、木材センター及び卸売業者名簿を使用して、調査対象都道府県のうち、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動が少なく、継続して調査が可能な客体を選定した。

調 査 種 類 別 調 査 対 象 数

木材統計基礎調査											
製材に係る調査				合単板に係る調査				木材チップに係る調査			
母集団の 大きさ	調査対象数	有効回収数	有効回収率	母集団の 大きさ	調査対象数	有効回収数	有効回収率	母集団の 大きさ	調査対象数	有効回収数	有効回収率
工場	工場	工場	%	工場	工場	工場	%	工場	工場	工場	%
4,654	1,644	1,471	89.5	186	129	121	93.8	1,339	824	824	100.0

木材統計基礎調査											
L V Lに係る調査				集成材に係る調査				C L Tに係る調査			
母集団の 大きさ	調査対象数	有効回収数	有効回収率	母集団の 大きさ	調査対象数	有効回収数	有効回収率	母集団の 大きさ	調査対象数	有効回収数	有効回収率
工場	工場	工場	%	工場	工場	工場	%	工場	工場	工場	%
11	11	11	100.0	168	67	67	100.0	9	9	7	77.8

製材月別調査						合単板月別調査					
調査対象数			有効回収数			調査対象数			有効回収数		
工場	工場	%	工場	工場	%	工場	工場	%	工場	工場	%
519	519	100.0	72	72	100.0	291	290	99.7	64	64	100.0

7 調査期日

(1) 調査期日

ア 木材統計調査

(ア) 基礎調査

平成 30 年 12 月 31 日現在で、過去 1 年間の状況について調査した。

(イ) 製材月別調査及び合単板月別調査

毎月末日現在で、過去 1 か月間の状況について調査した。

イ 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

毎月 15 日現在の価格を調査した。

ただし、15 日に取引がなかった調査品目については、15 日に最も近い日の取引について調査した。

(2) 調査票の配布・回収

ア 木材統計調査

(ア) 基礎調査

調査票の配布：平成 30 年 1 月上旬（1 年分を一括して配布）

調査票の回収：平成 30 年 1 月 11 日～2 月末日

(イ) 製材月別調査及び合単板月別調査

調査票の配布：平成 30 年 1 月上旬（1 年分を一括して配布）

調査票の回収：調査実施月の 16 日

- イ 木材流通統計調査（木材価格統計調査）
調査票提出期限：毎月 20 日

8 調査事項

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

製材に用いる動力の出力数、素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、木材チップの生産量及び在庫量、合板及びL V Lの単板消費量、生産量及び在庫量、集成材及びC L Tのラミナ消費量、生産量及び在庫量

イ 製材月別調査

製材に用いる動力の出力数、素材の入荷量、消費量及び在庫量並びに製材品の生産量、出荷量及び在庫量、製材用素材の消費見込量

ウ 合単板月別調査

素材の入荷量、消費量及び在庫量並びに合板の入荷量、生産量、出荷量、消費量及び在庫量

(2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

ア 素材・木材チップ価格調査

素材の購入価格、パルプ向け木材チップの工場渡し価格及び価格変動の要因
なお、価格には消費税を含む（イにおいて同じ。）。

製材工場、合単板工場及び木材チップ工場における素材の工場着価格、木材チップ工場におけるパルプ向け木材チップの工場渡し価格、消費税区分、素材購入価格の対前月差、木材チップの販売価格の対前月差、価格変動の要因

イ 木材製品卸売価格調査

木材製品の販売価格、消費税区分、木材製品販売価格の対前月差及び価格変動の要因

9 調査方法

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

郵送若しくはオンラインにより調査票を配布し、回収する自計調査の方法、又は、統計調査員が調査票を配布し回収する自計調査の方法により行った。

ただし、報告者が面接聞き取り調査による調査を希望した場合は、統計調査員による面接（他計報告）により行った。

イ 製材月別調査及び合単板月別調査

調査票を郵送、F A X又はオンラインにより配布し、回収する自計報告の方法で実施した。

(2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

農林水産大臣が委託した民間事業者が調査票を郵送、オンライン又はF A Xにより配布し、回収する方法で実施した。

10 集計方法

本調査の集計は、大臣官房統計部生産流通消費統計課において行った。

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

推定は、製材工場、合単板工場及び木材チップ工場については、都道府県別に(ア)から(ウ)

までのとおり行い、全国結果は、都道府県結果の積算により作成した。

L V L工場、集成材工場及びC L T工場については、(エ)、(オ)及び(カ)のとおり全国結果を作成した。

なお、工場数の集計結果については、調査対象者の選定に当たって作成した「工場一覧表」を用いて、都道府県、製材用動力の出力規模別等に算出した。

製材動力の出力階層別の集計結果については、調査票データを出力階層別に組替えて算出した。

(7) 製材工場

推定は、都道府県別に次の推定式により行った。

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + S + P$$

X ：当該項目（ x ）の合計値の推定値

L ：標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

n_i ：標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x_{ij} ：標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の当該項目（ x ）の値

y_{ij} ：標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年前年の素材消費量

Y_i ：標本調査階層の i 番目の階層の調査年前年の素材消費量

S ：第1階層の当該項目（ x ）の合計値

P ：新規調査階層の当該項目（ x ）の合計値

(4) 木材チップ工場

推定は、兼営区分別に次の推定式により行い、兼営区分別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「 y_{ij} 」及び「 Y_i 」については、木材チップ用素材に関する項目の推定にあつては「木材チップ用素材の入荷量」、木材チップ生産量に関する項目の推定にあつては「木材チップ生産量」を用いた。

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + S + P$$

X ：当該項目（ x ）の合計値の推定値

L ：標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

n_i ：標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x_{ij} ：標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の当該項目（ x ）の値

y_{ij} ：標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）

Y_i ：標本調査階層の i 番目の階層の調査年前年の木材チップ用素材の入荷量（木材チップ生産量）の合計

S ：第1階層の当該項目（ x ）の合計値
 P ：新規調査階層の当該項目（ x ）の合計値

(ウ) 合単板工場

推定は、工場類型別に次の推定式により行い、工場類型別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「 y_{ij} 」及び「 Y_i 」については、単板製造用素材の入荷量に関する項目の推定にあつては「単板製造用素材の入荷量」、普通合板の生産量に関する項目の推定にあつては「普通合板生産量」、特殊合板の生産量に関する項目の推定にあつては「特殊合板生産量」を用いた。

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + S + P$$

X ：当該項目（ x ）の合計値の推定値

L ：標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数

n_i ：標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x_{ij} ：標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の当該項目（ x ）の値

y_{ij} ：標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）

Y_i ：標本調査階層の i 番目の階層の調査年の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板製造量又は特殊合板製造量）の合計

S ：第1階層の当該項目（ x ）の合計値

P ：新規調査階層の当該項目（ x ）の合計値

(エ) L V L 工場

(全国の計算式)

$$X = S + P$$

X ：当該項目（ x ）の合計値

S ：既存階層の当該項目（ x ）の合計値

P ：新規調査階層の当該項目（ x ）の合計値

(オ) 集成材工場

(全国の計算式)

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + S + P$$

X ：当該項目（ x ）の合計値の推定値
 L ：標本調査階層（規模階層の第2階層及び第3階層）の数
 ni ：標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数
 x_{ij} ：標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の当該項目（ x ）の値
 y_{ij} ：標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年前年の集成材生産量
 Y_i ：標本調査階層の i 番目の階層の調査年前年の集成材生産量
 S ：第1階層の当該項目（ x ）の合計値
 P ：新規調査階層の当該項目（ x ）の合計値

(カ) C L T工場
 (全国の計算式)

$$X = S + P$$

X ：当該項目（ x ）の合計値
 S ：既存階層の当該項目（ x ）の合計値
 P ：新規調査階層の当該項目（ x ）の合計値

なお、C L T工場については、全数調査を実施したが、既存階層、新規調査階層のいずれにおいても調査票の未回収が発生したため、全数集計ができなかった。

このため、既存階層については、前年のC L T生産量を用いて推定を行ったものの、新規調査階層においては前年のC L T生産量を用いた推定ができないことから、新規調査階層及び全国計の調査結果には未回収工場の調査結果が含まれていない。

イ 製材月別調査
 都道府県別の推定は、次の推定式により行った。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} Y + S + P$$

X ： x の合計の推定値
 n ：標本調査階層内の標本工場数
 x_i ：標本調査階層内の i 番目標本工場の x の値
 y_i ：標本調査階層内の i 番目標本工場の前年の素材消費量
 Y ：標本調査階層の前年の総素材消費量
 S ：全数調査階層の x の合計値
 P ：新規調査階層の当該項目の合計値（調査値又は推定値）

また、全国結果の推定は、調査対象都道府県結果及び直近年の木材統計調査基礎調査結果に基づき次の推定式により行った。

全国推定式（月別）＝直近年の全国値（年間計）×（調査対象都道府県の当月集計値÷調査対象都道府県の直近年年間計）

年度途中で調査対象工場の新設・休廃業があった場合、前月在庫量と今月在庫量の関係が一致しないことがある。

なお、製材月別調査結果の各月の推定値を合計しても基礎調査結果とは一致しない。

このことから、当該年における1年間の数量については、基礎調査の結果を活用されたい。

ウ 合単板月別調査

都道府県別の推定は次の推定式により行った。

なお、推定式中の「 y_i 」及び「 Y 」については、単板製造用素材に関する項目の推定においては「単板製造用素材の入荷量」、普通合板に関する項目の推定においては「普通合板生産量」、特殊合板に関する項目の推定においては「特殊合板生産量」を用いた。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} Y + P$$

X ： x の合計の推定値

n ：標本工場数

x_i ： i 番目標本工場の当該項目の値

y_i ： i 番目標本工場の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）

Y ：既存工場階層の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）の合計

P ：新規調査階層の当該項目の合計値（調査値又は推定値）

全国結果は、都道府県別の推定値を合計した。

年度途中で調査対象工場の新設・休廃業があった場合、前月在庫量と今月在庫量の関係が一致しないことがある。

なお、合単板月別調査結果の各月の推定値を合計しても基礎調査結果とは一致しない。

このことから、当該年における1年間の数量については、基礎調査の結果を活用されたい。

(2) 木材流通統計調査（素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査）

調査品目及び調査対象都道府県の見直しについては、基準年として西暦末尾が「1」と「6」の年の流通量に基づいて行っている。

都道府県平均価格は、素材については2016年（平成28年）における調査対象工場別の年間の素材の消費量又は木材チップの生産量、製品については2016年（平成28年）における調査対象業者別の年間の販売量により加重平均して算出した。

なお、年間の素材の消費量、木材チップの生産量及び製品の販売量は各々調査対象から情報収集を行った。

全国平均価格は、素材については平成28年木材統計調査基礎調査結果における当該都道府県別の年間の素材の消費量（木材チップは生産量）、製品については平成28年における当該都道府県の調査対象業者等の年間の推定販売量計により加重平均して算出した。

また、全国の年平均価格は、月別の全国価格を単純平均により算出した。

11 実績精度（全国）

本調査の実績精度を、標本から推定した指標項目（全国）の標準誤差率（標準誤差の推定値÷指標項目の推定値×100）により示すと、次のとおりである。

※合単板月別調査は一定規模以上の工場を対象とする調査であるため、目標精度は設定していない。また、木材流通統計調査（素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査）は有意選定による調査であるため、目標精度は設定していない。

調 査 名		指 標 項 目	標準誤差率 (%)
木材統計調査	基礎調査	製材用素材消費量	0.5
		単板製造用素材入荷量	1.0
		製材品出荷量	0.7
		普通合板生産量	0.4
		特殊合板生産量	0.7
		木材チップ生産量	2.1
		集成材生産量	1.5
	製材月別調査	素材消費量（1月～12月）	1.4～1.9

12 用語の説明

(1) 素 材 関 係

素 材	材	用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいう。ただし、輸入木材にあつては、半製品（大中角、盤及びその他の半製品）を含める。 「大中角」とは、建築用材のひき角材のうち一般に大中角と称されるものをいい、一定の規格は定められていない。米材では通常一辺の長さが 18 インチ（46 cm）以上を大角、18 インチ未満で 10 インチ（25 cm）以上のものを中角と称するが、取引に際しては大中角として一括されている。 「盤」とは、建築用材のひき割材のうち一般に盤と称されるものをいい、一定の規格は定められていない。米まつ、米つが、スプルース、チーク材に多く、米材では厚さ 3～6 インチ（7.6～15.2 cm）、幅 10～12 インチ（25～30.5 cm）及び長さ 20 フィート（6 m）以上のものとしている。 「その他の半製品」とは、大中角及び盤以外の製材品で、一般に再製材しないと利用できないものをいう。
素 材 需 要 量		製材工場、合単板工場及び木材チップ工場への素材の入荷量である。
素 材 供 給 量		山元段階の調査が困難なことから、本調査においては工場への素材入荷量をもって供給量としている。 なお、国産材である素材については、その入荷元である都道府県で生産されたものとして各都道府県の素材生産量とした。
南 洋 材		ベトナム、マレーシア、フィリピン、インドネシア、パプアニューギニア等の南方地域から輸入される木材の総称で、きり、リグナムバイタ及びチークの 3 樹種を除いた全ての樹種をいう。
米 材		アメリカ合衆国及びカナダから輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、米つが、米まつ、スプルース、米すぎ、米ひのき等である。
北 洋 材		ロシア連邦から輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、北洋からまつ、北洋えぞまつ、北洋とどまつ等である。
ニュージーランド材		ニュージーランドから輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、ニュージーランドまつである。
その他の輸入材		南洋材、米材、北洋材及びニュージーランド材以外の輸入木材をいう。

(2) 製 材 関 係

製 材	材	素材から製材品を生産することをいう。
製 材 品		素材で長さ 180cm 以上のものから製材機によって生産した板類、ひき割類及びひき角類をいう。

製 材 工 場	製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含める。ただし、製材に用いる動力の出力数が7.5kW未満の工場を除く。
製 材 用 動 力	製材用機械を動かす原動力（モーター等）をいい、製材機その他、これに付属する設備（目立て機、巻上げ機、ベルトコンベアー等）の動力も含めた。
製材用素材入荷量	製材に供するために工場土場（工場に隣接している駅土場、貯木場等を含む。）に入荷した素材の量で、転売したものを除き、貸びきを依頼されたものを含める。
半 製 品	大中角、盤及びその他の製材品で一般に再製材しないと利用できないものをいう（それぞれの用語の説明は、(1)の「素材」の項を参照）。
素 材 消 費 量	製材機にかけた素材の量をいう。
製 材 品 生 産 量	手持ち製材用素材及び貸びき材から生産された製材品の量をいう。
製 材 品 出 荷 量	手持ち材による製材品で販売したもの（製材品販売量）及び自家業務用（工場の補修、改修等）に消費したもの並びに貸びき材による製材品の総量をいう。
人 工 乾 燥 材	乾燥施設によって人工的に温度・湿度を調節し乾燥処理をしたもので、含水率25%以下のものをいう。
建 築 用 材	土台、柱、桁、板等建築用に仕向けられる材をいう。
板 類	厚さが7.5 cm未満で、幅が厚さの4倍以上のものをいう。 また、板類には、床板用原板（えん甲板用原板及び広葉樹フローリング用原板）を含む。
ひ き 割 類	厚さが7.5 cm未満で、幅が厚さの4倍未満のものをいう。
ひ き 角 類	厚さ及び幅が7.5 cm以上のものをいう。
土 木 建 設 用 材	コンクリートパネル、土止め板、橋りょう用材等の土木用仮設材をいう。
木 箱 仕 組 板 ・ こん包用材	りんご箱、みかん箱、魚箱など多くの場合セットになっている仕組板、機械こん包用材、電線巻取り用材等をいう。
家 具 建 具 用 材	たんす、机、テーブル、キャビネット等の家具用及び窓枠、障子、ふすま等家具及び建具用に仕向けられる材をいう。
そ の 他 用 材	上記の分類に含まれない造船車両用材、まくら木、機械部分用材、運動用具、腕木、たる、おけ用材、木型用材などがある。

(3) 合単板及びL V L 関係

合 単 板 工 場	単板、普通合板及び特殊合板を生産する事業所をいう。 なお、単板を専門に製造する工場を単板専門工場、普通合板を製造する工場を普通合板工場、特殊合板を専門に製造する工場を特殊合板専門工場、普通合板と特殊合板を生産する工場を一貫工場という。
単 板	合板等に用いるために、素材から、ロータリーレース、スライサー又はベニヤソーを使用して生産された木材の薄板をいう。その製造法によって、ロータリー単板、スライド単板、ソーン単板及びハーフランド単板の種類がある。
単 板 消 費 量	合板等を生産することを目的として振り向けた単板の量をいう。この場合、自工場における消費量とし、自社他工場分等は除いた。
合 板	単板（心板にあつては小角材を含む。）を3枚以上を主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして、接着したものをいう。
普 通 合 板	表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さない合板をいう。
針 葉 樹 合 板	針葉樹材で生産された普通合板をいい、本調査では「針葉樹合板」のみを調査対象とする。
特 殊 合 板	普通合板の表面に美観、強化を目的とする薄板の張り付け、オーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板をいう。
用途別の合板 コンクリート 型わく用合板	普通合板生産量のうち、コンクリート型わく用に使用する合板をいう。 なお、コンクリート型わく用合板については、表面に塗装等の加工を施したものの「普通合板」に含めた。
構 造 用 合 板	ツーバイフォー住宅等の建築物の耐力構造上必要な部位に使用される合板で、J A S 規格で厚さ等の規格を定めている。
単 板 製 造 用 素 材 入 荷 量	単板を製造するために工場土場に入荷した素材の量で、転売したものを除く。
普通合板入荷量	特殊合板を生産するために特殊合板専門工場に他工場から普通合板を入荷した量のほか、自社の他工場からの受入量も含む。
普通合板生産量	自工場で生産した普通合板の量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いた。 なお、購入した単板から生産したものは含めた。
普通合板消費量 （特殊合板用）	特殊合板を生産することを目的として振り向けた普通合板の量をいう。この場合、自工場への仕向量のみを計上し、自社他工場分等は除いた。

特殊合板生産量	自工場で生産された特殊合板の量をいい、自社他工場から受け入れたものを除く。
L V L 工場	L V Lを生産する事業所をいう。
L V L	単板を主としてその繊維方向を互いにほぼ平行にして積層接着したもの及び繊維方向が直交する単板を用いた場合にあっては、直交する単板の厚さの合計が製品の厚さの30%未満であり、かつ、当該単板の枚数の構成比が30%以下であるものをいう。「単板積層材（たんばんせきそうざい）」とも呼ばれる。
構造用 L V L	L V Lのうち、主として構造物の耐力部材として用いられるものをいう。
その他の L V L	構造用以外の L V L（造作用 L V L等）をいう。
L V L 生産量	自工場で生産された L V Lの量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いた。 なお、生産量の内数である「混合」とは、構成する単板に国産材及び輸入材の両方を使用したものをいう。

(4) 木材チップ関係

木材チップ	素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材からチップパー等を用いて生産したパルプ、紙、繊維板、削片板等の原料とする木材の小削片をいう。
木材チップ工場	木材チップを生産する事業所をいう。 なお、製材工場、合単板工場、L V L工場、集成材工場、C L T工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、繊維板工場及び削片板工場における調木、原料製造の一工程として木材チップを生産しているものは除く。
木材チップ生産量	木材チップ工場におけるチップ生産量で、単位は絶乾重量（t）である。 なお、絶乾重量とは、含水率を検定して絶乾比重（含水率0%）に基づき算出された実重量である。
工場残材	製材工場、合単板工場及びその他の木材加工工場で製品を生産した後にできる端材をいう。
林地残材	立木伐採後の林地において玉切り又は造材により生じた根株、枝条等をいう。
解体材・廃材	家屋等を解体した際の古材、電柱材、足場丸太、くい丸太、まくら木等既に利用に供された木材をいう。

(5) 集成材及びC L T関係

集成材工場	集成材を生産する事業所をいう。
集成材	ひき板、小角材等の部材（ラミナ）をその繊維方向を互いにほぼ平行に

	して、厚さ、幅及び長さの方向に集成接着したものをいう。
構 造 用 集 成 材	集成材のうち、所要の耐力を目的として等級区分したひき板（幅方向に合わせ調整したもの、長さ方向にスカーフジョイント又はフィンガージョイントで接合接着して調整したものを含む。）又はラミナブロック（内層特殊構成集成材に限る。）をその繊維方向を互いに平行して積層接着したもの（これらを二次接着したもの又はこれらの表面に集成材の保護等を目的とした塗装を施したものを含む。）であって、主として構造物の耐力部材として用いられるもの（化粧ばり構造用集成柱を除く。）をいう。
大断面集成材	構造用集成材のうち、短辺が 15cm 以上で断面積が 300 cm ² ものをいう。
中断面集成材	構造用集成材のうち、短辺が 7.5cm 以上かつ長辺が 15cm 以上のものであって、大断面集成材以外のものをいう。
小断面集成材	構造用集成材のうち、短辺が 7.5cm 未満又は長辺が 15cm 未満のものをいう。
その他の集成材	構造用以外の集成材（造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱等）をいう。
ラ ミ ナ	集成材及びＣＬＴを構成する最小単位のひき板（ひき板をその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したもの、小角材をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に接着したもの及びそれをさらに長さ方向に接合接着したものを含む。）をいう。
ラ ミ ナ 消 費 量	集成材及びＣＬＴを生産する目的として振り向けたラミナの量をいう。 この場合、自工場における消費量とし、自社他工場分等は除いた。
集 成 材 の 生 産 量	自工場で生産された集成材の量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いた。 なお、生産量の内数である「混合」とは、構成する単板に国産材及び輸入材の両方を使用したものをいう。
Ｃ Ｌ Ｔ 工 場	ＣＬＴを生産する事業所をいう。
Ｃ Ｌ Ｔ	ひき板又は小角材（これらをその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したものを含む。）をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものを、主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして積層接着し３層以上の構造を持たせたものをいう。 「直交集成板（ちょっこうしゅうせいばん）」とも呼ばれる
構 造 用 Ｃ Ｌ Ｔ	ＣＬＴのうち、主として構造物の耐力部材として用いられるものをいう。
その他のＣＬＴ	構造用以外のＣＬＴをいう。
Ｃ Ｌ Ｔ 生 産 量	自工場で生産されたＣＬＴの量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いた。

(6) 木 材 価 格 関 係

素 材 価 格	製材用素材価格は製材工場、合単板用素材価格は合単板工場、木材チップ用素材価格は木材チップ工場における工場着購入価格である。
製 品 卸 売 価 格	木材市売市場にあつてはセリ又は入札による取引価格、木材センター及び木材卸売業者にあつては店頭渡し販売価格である。
木 材 チ ッ プ 価 格	パルプ向けチップ工場における工場渡し販売価格である。
工 場 着 価 格	素材を購入する工場の土場又は貯木場までの輸送費、積降し等の諸経費を含んだ価格をいう。
店 頭 (工 場) 渡 し 価 格	買方が売方（事業所、販売店及び工場）まで引き取りにくることを条件に販売する価格をいい、配達のための輸送費、積降し等の諸経費を含んだ持込み価格の場合は、それらの諸経費を除いた価格をいう。
等 級 1 級 ・ 2 級	J A S 規格の 1 級 ・ 2 級と業者のいう等級のうち J A S 規格の 1 級 ・ 2 級に準ずるものをいう。
込 み	J A S 規格等により定められている等級にかかわらず、全てを包含したものをいう。
No. 3	米材丸太の等級である。米材の丸太は、径級と外観（節、曲り、腐れ等）によって等級が格付され、一般的にはNo. 1、No. 2 及びNo. 3 に区分されるが、No. 3 は最小径が 30 cm 以上で製材品のコモン級（一般用途材）又はそれ以上の製材をひくのに適当な材をいう。
合 板 適 材	合単板用として仕向けられるものをいう。
乾 燥 材	乾燥処理をした製材品であつて、含水率 25% 以下のものをいう。
針 葉 樹 合 板	針葉樹材で生産された合板をいい、本調査では針葉樹のみで生産した「全針葉樹合板」（(3)の「針葉樹合板」の項を参照）のみを調査対象とした。

13 利用上の注意

- (1) 木材需給動向・素材生産量の把握については、山元段階の調査が困難なことから、素材消費工場段階への入荷量をもって素材供給量とし、そのうち国産材供給量を素材生産量としている。素材生産量は県間交流表により都道府県別・樹種別に算出し、輸入材供給量は産地材別に調査している。
- (2) 製材月別調査における平成 30 年 6 月分の調査結果は、第 1 報の公表時においては、平成 30 年 7 月豪雨の影響により、愛媛県及び高知県の一部の工場の調査票が回収できなかったことから、当該工場については、5 月分の調査結果を用いて推計していたが、高知県の当該工場のデータが得られたため再集計を行った。
- (3) 製材月別調査における平成 30 年 7 月分の調査結果は、第 1 報の公表時においては、平成 30 年 7 月豪雨の影響により、愛媛県の一部の工場の調査票が回収できなかったことから、当該工場については、7 月中の工場の操業がなかったものとして推計した
- (4) 各統計表の工場数は、表頭事項の工場数の実数であり、工場数には 12 月 31 日現在において 3 か月未満の間休業しているものを含む。
- (5) 数値の四捨五入について

統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

木材流通統計調査（素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査）は、次の方法によって四捨五入している。

素材価格、木材チップ価格、製材品価格及び集成材価格				合板価格			
原数		4桁以上 (1,000)	3桁 (100)	原数		3桁 (100)	
四捨五入する桁（下から）		2桁	1桁	四捨五入する桁（下から）		1桁	
例	四捨五入する前（原数）	1,234	123	例	四捨五入する前（原数）	123	
	四捨五入した数値（統計数値）	1,200	120		四捨五入した数値（統計数値）	120	

(6) 本書の統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」、「0.0」： 単位に満たないもの（例：0.4 千 m^3 →0 千 m^3 、0.04%→0.0%）又は増減がないもの

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(7) 秘匿措置について

木材統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

また、木材価格統計調査について、調査対象者数が1以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

(8) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「木材需給報告書」（農林水産省）による旨を記載してください。

(9) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「森林、林業」の「木材統計調査」で御覧になれます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/index.html#r> 】

14 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班

電話：代表 03-3502-8111 内線 3686

直通 03-3502-5665

FAX： 03-5511-8771

※ 本調査に関するご意見、ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】